

肢体不自由について

あなたに知ってほしいこと

肢体不自由とは

事故による手足の損傷あるいは腰や首、脳の血管などに損傷を受けたり、先天性の疾患などによって上肢・下肢にあるマヒや欠損などにより、歩くことや物の持ち運びなど日常の動作や姿勢の維持が不自由になります。

病気や事故で脳に損傷を受けた場合には、言葉の不自由さや記憶力の低下などを伴うこともあります。

肢体不自由の中でも脊髄損傷・脳性マヒ・筋ジストロフィーなど全身に障がいがあるものを全身性障がいといいます。

こんなことに困っています

●車いすを利用していると

十分なスペースがなかったり、ちょっとした段差や障害物があるために、移動することができないことがあります。

高いところにあるもの、床にあるものなどを取ることが困難です。

ATMや自動販売機など、正面向きでは足が入らず使いにくいです。

●障がい者用駐車スペースが空いていないため、利用できないことがあります。

●食えること、飲み込むことが困難（摂食嚥下障がい）な人には

食べ物にトロミをつけたり、細かく刻むなどの加工が必要です。

外食時にはハサミやミキサーの貸し出しなどがあると助かります。

●脊髄損傷の人は

手足が動かせないだけでなく、感覚もなくなり、体温調節が困難です。

● 脳性マヒの人の中には

発語の障がいに加え、顔や手足などが自分の思いとは関係なく動いてしまう（不随意運動）ため、自分の意思を伝えにくい人もいます。

● 筋ジストロフィーは

筋肉が萎縮し、その機能を失っていく病気で、いくつかのタイプに分類されます。生活の様々な場面でサポートすれば、障がいのない人と同じように生活できる人もいます。

全身の筋肉の萎縮変性は常に進行性であるため、将来は歩行不能になり全面的な介助を必要とする重度身体障がいとなる人もいます。

こんな配慮をお願いします

● 困っていそうなときは、声をかけてみましょう

さりげなく声をかけ、どんな手助けが必要か尋ねましょう。
望まれる方法で対応することが大切です。

● 子ども扱いをしないようにしましょう

言葉がうまく話せない人に対して、子どもに対するような接し方をしないようにしましょう。

● 聞き取りにくい場合は確認しましょう

聞き取りにくいときは、わかったふりをせず、きちんと内容を確認しましょう。

詳しくは

しまねけんしんたいしょうがいしゃだんたいれんごうかい
島根県身体障害者団体連合会

〒690-0011 松江市東津田町1741-3 島根県社会福祉協議会内

電話：0852-32-5972 FAX：0852-32-5982